



富士山

樹空の森

# 屋外イベント施設のご案内

## まるびドーム

- 総面積（屋根下）：1,287m<sup>2</sup>
- 常設ステージ／仮設ステージ  
仮設ステージによりステージ広さ／レイアウトは任意で変更可能
- 特殊電源

電灯盤				動力盤	
No.1	No.2	No.3	No.4	No.1	No.2
50A×3	50A×3	100A×2 50A×2	100A×1 50A×2	75A×1 50A×1	75A×1 50A×1
最大125A	最大125A	最大200A	最大175A	最大100A	最大100A

※ 電源配置・図面等の詳細はお問い合わせください。



## 駐車場（無料）

	一般車		バス
第1駐車場	117台	4台	5台
第2駐車場	76台		
第3駐車場	60台		
丸尾駐車場（臨時）	144台	2台	6台
合計	397台	6台	11台

## ふれあい広場

- 総面積：6,300m<sup>2</sup>
- 芝生面積：4,661m<sup>2</sup>  
最大5,000人規模のイベントに対応

## トイレ

屋外3カ所（ドーム周辺に2カ所）  
ビジターセンター内2カ所  
各場所に男性用・女性用・多目的トイレ完備



## 利用料金

施設	料金	
まるびドーム	1時間あたり	3,000円
ふれあい広場 その他面積によるもの	1m <sup>2</sup> につき 1時間あたり	3円
面積により難しいもの	1回1日以内	2,400円
特殊電源	1kWhあたり	35円



1. 入場料の類を徴収する場合または営利を目的として利用する場合は利用料金の200%相当額となります。（御殿場市富士山交流センター条例9・11条 別表3備考第1項による）
2. 「入場料の類」とは、入場料、会費、賛助金、寄付金その他入場する者から利用者が徴収する金銭をいいます。
3. 市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の利用料金は、当該利用料金（1の加算する額を含む。）の150%相当額となります。（御殿場市富士山交流センター条例9・11条 別表3備考第4項による）
4. 準備及び現状回復に要する時間は、利用時間に含まれます。
5. 特殊電気設備を設置したときの電気料金等は、実費として徴収します。
6. 利用料金は、付帯する備品の利用を含みます
7. 1時間未満の時間があるときは、1時間として計算します。
8. 1平方メートル未満の面積があるときは、1平方メートルとして計算します。

